

# 岐阜県公報

第二千七百五十一号  
平成二十八年五月三十一日

(火曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (商業・金融課) 三三〇<sup>ベ</sup>

### 告示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定 (地域福祉国保課) 三五〇

指定医療機関の廃止の届出 (同) 三五一

指定訪問看護事業者等の廃止の届出 (同) 三五一

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定 (同) 三五二

指定介護機関の名称等の変更の届出 (同) 三五二

指定介護機関の廃止の届出 (同) 三五四

### 選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会) 三五五

政治団体の異動事項等の公表 (同) 三五六

訂正届が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表 (同) 三五八

解散届が提出された政治団体の名称等の公表 (同) 三五九

資金管理団体の名称等の公表 (同) 三六〇

資金管理団体の異動事項等の公表 (同) 三六〇

資金管理団体でなくなった政治団体の名称等の公表 (同) 三六〇

訂正届が提出された岐阜県議会議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表 (同) 三六〇

## 公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

基本測量の実施 (商業・金融課) 三六一

公共測量の実施 (用地課) 三六一

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 (同) 三六一

(都市政策課) 三六三

規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十七号

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十六年岐阜県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表利率（年利）の欄中「〇・六五パーセント」を「〇・五パーセント」に改め、同表備考第一号ワ中「同法」を「中心市街地活性化法」に改め、「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の下に「又は中心市街地活性化法第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を加え、「であつて、知事が別に定めるもの」を削り、同号力中「同法」を「中心市街地活性化法」に改め、「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の下に「又は中心市街地活性化法第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を加え、同表備考第二号中「第三号」を「第四号」に改め、「（災害復旧貸付）」を削り、同表備考第七号二中「施設及び」を「設備及び」に改め、同号水中「回収又は」を「回収し、又は」に改め、同号へ中「施設で」を「設備で」に改め、同号ト中「温度差エネルギー」の下に「バイオマス発電」を加え、同表備考第八号中「〇・六五パーセント」を「〇・五パーセント」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けを決定する貸付金について適用し、同日前に貸付けの決定をした貸付金については、なお従前の例による。

告示

岐阜県告示第三百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年五月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	指定年月日
内科整形外科 岩橋クリニク	関市北福野町一 一 一三	平成二八・四・一
後藤眼科 医院	各務原市那加吾妻町三四	同
まなべ整形外科・皮膚科	関市旭ヶ丘二 二 一八	同
ろっけん薬局	各務原市那加東新町二 一五三	同
旭ヶ丘調剤薬局	関市旭ヶ丘二 二 二一	同
カタヤマ薬局	下呂市萩原町萩原一四四二 二	同
ひだ薬局 駅西店	高山市岡本町二 五八 二	同
クスリのアオキ高富薬局	山県市高富三三六七	同
カミング歯科	各務原市那加新加納二〇七六 一 二	同

岐阜県告示第三百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
内科整形外科 岩橋ク リニツク	関市北福野町一 一三	平成二八・三・一六
谷汲国民健康保険横蔵 出張診療所	揖斐郡揖斐川町谷汲木曾屋一六三	平成二八・四・一
後 藤 眼 科 医 院	各務原市那加吾妻町三四	平成二八・一・三二
たなはし歯科医院	各務原市那加日新町八一〇	平成二七・二・三二
さ つ き 薬 局	下呂市秋原町跡津一四二 四	平成二八・三・三一
貴船薬局 幸店	多治見市幸町七 二八 一五	平成二八・三・一五

岐阜県告示第三百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

岐阜県知事 古 田 肇

生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃 止 年 月 日
公益社団法人 岐阜県看護協会	岐 阜 県 岐 阜 市 数 田 南 五 丁 目 一 四 番 五 三 号 岐 阜 県 民 会 館 第 一 棟 五 階	岐 阜 県 岐 阜 市 数 田 南 五 丁 目 一 四 番 五 三 号 岐 阜 県 民 会 館 第 一 棟 五 階	平 成 二 八 年 五 月 三 十 一 日
岐 阜 県 看護 協 会	岐 阜 県 看護 協 会 立 訪 問 看 護 ス テ ィ シ ョ ン 下 呂	岐 阜 県 岐 阜 市 数 田 南 五 丁 目 一 四 番 五 三 号 岐 阜 県 民 会 館 第 一 棟 五 階	平 成 二 七 年 五 月 三 十 一 日

岐阜県告示第三百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

株式会社 羽島企画	羽島市小熊町島二丁目 一〇二番地一	介護予防 訪問介護	mas	羽島企画トータルケアMa	羽島市小熊町島二丁目 一〇二番地一	平成二八・四・一
医療法人 純真会 あんど	可児市下恵土三四四〇 六七八	小規模多 機能型居 宅介護	小規模多機能型居宅介護 ほほえみほーむ春里	可児市矢戸六八番地	可児市矢戸六八番地	平成二八・四・一
医療法人 純真会 あんど うくりニック	可児市下恵土三四四〇 六七八	介護予防 小規模多 機能型居 宅介護	小規模多機能型居宅介護 ほほえみほーむ春里	可児市矢戸六八番地	可児市矢戸六八番地	平成二八・四・一

岐阜県告示第三百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
新 社会福祉法人 サンシャイン福祉振興会	加茂郡白川町坂ノ東五五〇〇一	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム サンシャイン美濃白川	加茂郡白川町坂ノ東五五〇〇一	平成二八・四・一
旧 社会福祉法人白泉会	加茂郡白川町坂ノ東五五〇〇一	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム サンシャイン美濃白川	加茂郡白川町坂ノ東五五〇〇一	平成二八・四・一
新 社会福祉法人 サンシャイン福祉振興会	加茂郡白川町坂ノ東五五〇〇一	介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム サンシャイン美濃白川	加茂郡白川町坂ノ東五五〇〇一	平成二八・四・一
旧 社会福祉法人白泉会	加茂郡白川町坂ノ東五五〇〇一	介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム サンシャイン美濃白川	加茂郡白川町坂ノ東五五〇〇一	平成二八・四・一
新 社会福祉法人 サンシャイン福祉振興会	加茂郡白川町坂ノ東五五〇〇一	介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム サンシャイン美濃白川	加茂郡白川町坂ノ東五五〇〇一	平成二八・四・一
旧 社会福祉法人白泉会	加茂郡白川町坂ノ東五五〇〇一	介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム サンシャイン美濃白川	加茂郡白川町坂ノ東五五〇〇一	平成二八・四・一
新 社会福祉法人 サンシャイン福祉振興会	加茂郡白川町坂ノ東五五〇〇一	介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム サンシャイン美濃白川	加茂郡白川町坂ノ東五五〇〇一	平成二八・四・一
旧 社会福祉法人白泉会	加茂郡白川町坂ノ東五五〇〇一	介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム サンシャイン美濃白川	加茂郡白川町坂ノ東五五〇〇一	平成二八・四・一



大野町社会福祉協議会	揖斐郡大野町大字大野八〇	介護予防訪問介護	大野町社会福祉協議会訪問介護事業所	新 揖斐郡大野町黒野二二三一	平成一八・四・一
大野町社会福祉協議会	揖斐郡大野町大字大野八〇	通所介護	大野町デイサービスセンター	旧 揖斐郡大野町大字大野八〇	平成一八・四・一
大野町社会福祉協議会	揖斐郡大野町大字大野八〇	介護予防通所介護	大野町デイサービスセンター	新 揖斐郡大野町黒野二二三一	平成一八・四・一
有限会社 D C L I P	海津市南濃町太田二六六一	通所介護	セラヴィくつろぎデイサービス	旧 大垣市東前三丁目一八番地	平成二七・二〇・一
有限会社 D C L I P	海津市南濃町太田二六一	介護予防通所介護	セラヴィくつろぎデイサービス	新 大垣市東前三丁目一八番地	平成二七・二〇・一
医療法人光秀会	四 養老郡養老町大跡五三	通所介護	デイサービスかがやき	旧 養老郡養老町大跡七七番地	平成二七・一一・一
医療法人光秀会	四 養老郡養老町大跡五三	介護予防通所介護	デイサービスかがやき	新 養老郡養老町石畑四〇九番地	平成二七・一一・一
				旧 養老郡養老町大跡七七番地	平成二七・一一・一

岐阜県告示第三百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条

第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

住宅介護事業者等の名称	住宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	住宅介護事業所等の名称	住宅介護事業所等の所在地	廃止年月日
医療法人社団 恵和会	海津市駒野字寺西四六九番地の一	住宅介護支援事業	ケアセンターおがわ 住宅介護支援事業所	海津市駒野字寺西四六九番地の一	平成二八・三・三一
株式会社 メディカルコーポレーション	愛知県名古屋市長区泉一丁目一九番八号	認知症対応型共同生活介護	グループホーム すみよしの憩	可児市今渡字鳴子三三〇四八二	平成二七・二・三一
株式会社 メディカルコーポレーション	愛知県名古屋市長区泉一丁目一九番八号	認知症対応型共同生活介護	グループホーム すみよしの憩	可児市今渡字鳴子三三〇四八二	平成二七・二・三一
公益社団法人 岐阜県看護協会	岐阜市数田南五丁目一四番五三三号	訪問看護	岐阜県看護協会 立訪問看護ステーション 下呂	下呂市森七九一番地二七	平成二八・三・三一
公益社団法人 岐阜県看護協会	岐阜市数田南五丁目一四番五三三号	訪問看護	岐阜県看護協会 立訪問看護ステーション 下呂	下呂市森七九一番地二七	平成二八・三・三一
大野町社会福祉協議会	揖斐郡大野町大字大野八〇	訪問入浴介護	大野町社会福祉協議会 訪問入浴介護事業所	揖斐郡大野町黒野三三三一番地の一	平成二八・三・三一
大野町社会福祉協議会	揖斐郡大野町大字大野八〇	訪問入浴介護	大野町社会福祉協議会 訪問入浴介護事業所	揖斐郡大野町黒野三三三一番地の一	平成二八・三・三一

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の

とおり告示する。

平成二十八年五月三十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

1 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党岐阜県岐阜市第八支部	広瀬 修	永井 慎悟	岐阜市柳津町北塚2 65		平成28年4月28日

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類	届出年月日
民進党岐阜県第4区総支部	今井 雅人	永澤 裕幸	可児市広見1854		衆議院議員	平成28年4月4日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
榎たかし後援会	榎 隆司	塚中 英治	高山市山田町781 52	平成28年4月1日
杉本かずよし後援会	高橋 正好	杉本 一義	揖斐郡揖斐川町乙原84	平成28年4月15日

異動事項等を次のとおり届出た。

平成二十八年五月三十一日

岐阜県選挙管理委員会告示第四十号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七條第一項の規定により、政  
団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七條の二第一項の規定により、その

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		新	旧	異年月日
		名称	主たる事務所の所在地			
自由民主党板取支部	長屋 和伸	自由民主党板取支部	関市板取6546 3	自由民主党板取村支部	関市板取野口2929 3	平成28年4月5日



自由民主党各務原市支部	足立勝利	会計責任者	川嶋一生	三和由紀	平成27年 5月20日
自由民主党上之保支部	波多野源司	名称	自由民主党上之保支部	自由民主党上之保村支部	平成28年 4月5日
自由民主党白川町支部	細江茂樹	代表者	細江茂樹	安江孝弘	平成27年 10月16日
		主たる事務所の所在地	加茂郡白川町下佐見351	加茂郡白川町黒川3252	
自由民主党洞戸支部	武藤隆夫	名称	自由民主党洞戸支部	自由民主党洞戸村支部	平成28年 4月5日
自由民主党武儀支部	長屋和伸	名称	自由民主党武儀支部	自由民主党武儀郡支部	平成28年 4月5日
		主たる事務所の所在地	関市板取6546 3	関市板取2929 3	
民進党岐阜県参議院選挙区第3 総支部	小見山幸治	名称	民進党岐阜県参議院選挙区第 3総支部	民進党岐阜県参議院選挙区第 3総支部	平成28年 4月4日
民進党岐阜県総支部連合会	小見山幸治	名称	民進党岐阜県総支部連合会	民進党岐阜県総支部連合会	平成28年 4月4日
民進党岐阜県第1区総支部	浅井里江	名称	民進党岐阜県第1区総支部	民進党岐阜県第1区総支部	平成28年 4月14日
民進党岐阜県第5区総支部	阿知波吉信	名称	民進党岐阜県第5区総支部	民進党岐阜県第5区総支部	平成28年 4月14日
有賀ゆうき後援会	有賀雄規	主たる事務所の所在地	加茂郡八百津町久田見4059	加茂郡八百津町和知字鳥居前 1929 2	平成28年 3月1日
井野勝巳後援会	大脇巳晴	代表者	大脇巳晴	宮崎洋美	平成27年 7月18日
今木啓一郎育てる会	寺倉博	主たる事務所の所在地	瑞穂市別府934 1	瑞穂市別府438 1	平成28年 4月5日
		主たる事務所の所在地	瑞穂市別府438 1	瑞穂市別府934 1	平成28年 4月11日
大久保ためよし後援会	小寺一久	代表者	小寺一久	中村實義	平成28年 3月30日
岡崎和夫後援会	今西武	代表者	今西武	高崎正之	平成28年 4月1日
岐阜県専修学校振興会	石井亮一	会計責任者	牛丸和彦	三枝博司	平成28年 4月1日
岐阜県宅建政治連盟	箕浦茂幸	名称	岐阜県宅建政治連盟	岐阜県不動産政治連盟	平成28年 4月1日
国際勝共連合岐阜県本部	永田重守	主たる事務所の所在地	岐阜市西川手10 1427	岐阜市六条南2 13 9	平成28年 2月15日
佐藤信行後援会	佐藤信行	会計責任者	佐藤理恵	太田理恵	平成28年 3月31日

三田正敏後援会	伊藤哲男	代表者	多治見市大畑町大洞43	70	多治見市十九田町1	7	2	平成28年 1月24日
高原邦子後援会	高原邦子	会計責任者	小野雅隆		高原玄吉			平成28年 4月1日
野田聖子後援会連合会鷹山支部	梅谷毅	会計責任者	神谷義之		川嶋勝次郎			平成28年 4月1日
山口真由美後援会	宮島栄二	代表者	宮島栄二		竹内啓子			平成27年 3月1日
渡辺かざん後援会	杉山道子	代表者	杉山道子		角田正昭			平成27年 3月31日

略号を公表する。

平成二十八年五月三十一日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大松利幸

岐阜県選挙管理委員会告示第四十一号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出  
のあった政治団体の収支報告書について、訂正願の提出があったので、次のとおりその

政治団体の収支報告書の要旨（平成二十六年分） 2 3 資金管理団体（国会議員関係政治団体以外の団体）中

山友会 山田 優	岐阜県議会議員	H27.3.30	500,000	0	500,000	0	500,000	0	500,000	0	500,000	0	0	0
----------	---------	----------	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---	---

山友会 山田 優	岐阜県議会議員	H27.3.30	500,000	0	500,000	0	500,000	0	500,000	0	500,000	0	0	0
----------	---------	----------	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---------	---	---	---

山友会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

山友会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	500,000	0	500,000	0
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------	---	---------	---

改め。

政治団体の収支報告書の要旨（平成二十六年分） 3 4 その他の政治団体（国会議員関係政治団体以外の団体）中

学	ぶ	会	H27.7.28	1,225,002	0	1,225,002	1,183,543	41,459	0	0	535,000	0	0	535,000	0	535,000	690,000	0	0	2
学	ぶ	会	H27.7.28	1,255,002	0	1,255,002	1,183,543	71,459	0	0	535,000	0	30,000	565,000	0	565,000	690,000	0	0	2

たのぞ。

たのぞ。

岐阜県選挙管理委員会告示第四十二号

平成二十八年五月三十一日

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体繼續圖が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり並

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
維新の党岐阜県総支部	今井雅人	永澤裕幸	可児市広見1854	平成28年3月27日	政党の支部	維新の党	一以上市町村区域等
維新の党衆議院岐阜県第4選挙区支部	今井雅人	永澤裕幸	可児市広見1854	平成28年3月27日	政党の支部	維新の党	一以上市町村区域等
赤塚しんご後援会	柘植伴美	岡崎定勝	加茂郡八百津町八百津3125 1	平成27年12月31日			
北側の明日を築く会	谷口一哉	横田和広	飛騨市古川町下気多1286	平成27年12月31日			
元気な下呂市をつくる会	野村誠	高村正幸	下呂市小川176	平成28年4月27日			
上島きよ子日本共産党高山市後援会	伊藤明博	伊藤明博	高山市西之一色町1 82 8	平成28年3月31日			
白木善博後援会	白木善博	栗野敏彦	揖斐郡大野町黒野1111 2	平成26年4月1日			
政治結社大日本櫻誠塾	北村尚之	幅祐樹	関市板取1516 1	平成28年3月22日			
土川博後援会	河野實	河野祐三	揖斐郡池田町宮地929	平成28年4月1日			
日本共産党かかむ清後援会	樋田春美	青山英子	中津川市蛭川2224 3	平成28年3月29日			
二村勝己を育てる会	小林大策	相津省三	下呂市馬瀬中切157	平成28年3月19日			

岡地順道後援会	山本 繁 廣	近藤 政 博	士枝市下石町147 17	平成28年 3月31日
むらせゆうじ後援会	栗 祐 治	栗 ひとみ	高山市名田町3 37	平成27年 4月30日
隆盛会	伏屋 隆 男	寺 田 郁 爾	羽島郡笠松町無動寺256 11	平成28年 4月3日

岐阜県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十八年五月三十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
栗 隆 司	高山市議会議員	むたかじ後援会	高山市山田町78 152	栗 隆 司

岐阜県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項等を次のとおり告示する。

平成二十八年五月三十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	田
-----------	-----------	------	---	---

伏屋 隆男	隆盛会	公職の種類	笠松町議会議員	笠松町長
-------	-----	-------	---------	------

岐阜県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十八年五月三十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
栗 祐 治	むらせゆうじ後援会	平成27年 4月30日
伏屋 隆 男	隆盛会	平成28年 4月3日

岐阜県選挙管理委員会告示第四十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出のあった平成二十七年四月十二日執行の岐阜県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」といふ。）について、訂正願の提出があったので、次のとおりその要旨を公表する。

平成二十八年五月三十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜市選挙区の候補者広瀬修に係る収支報告書の要旨(第一回分) 3 報告書の要旨

「武藤容治を助ます」 「ナツメ入岐阜」 政治団体 1,8

中 会 政治団体 200,000円」 を 武藤容治を助ます 政治団体 2

00,000円 「その他の収入 6,000,000」を「その他の収入

00,000」 「その他の収入 4,200,000」に改める。

羽島市選挙区の候補者山田優に係る収支報告書の要旨(第一回分) 3 報告書の要旨

「西田民井地岐阜県」 「山友会」 政治団体 500,

中 会 政治団体 500,000円」を「山友会」に改める。

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年五月三十一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年五月十八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤナゲン 外四者

三 建物の名称及び所在地

ヤナゲン大垣本店  
大垣市高屋町一丁目五六番地

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 一五、四七二平方メートル  
(変更後) 七、八五三平方メートル

駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) B館南東・北東 三〇台(三箇所)  
(変更後) A館西 三〇台(一箇所)

荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) B館南 六六平方メートル  
(変更後) 南西側 一八〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前) B館南 三五台  
(変更後) A館西 三五台

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前) B館南 午前六時～午後十時  
(変更後) 南西側 午前六時～午後十時

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省

国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省

平成二十八年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量）

三 作業期間

平成二十八年六月十三日から  
同 二十九年二月二十四日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、及び安八郡安八町

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十八年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（電子基準点現地調査）

三 作業期間

平成二十八年六月十三日から  
同 二十九年二月二十四日まで

四 作業地域

高山市、中津川市、飛騨市、下呂市、加茂郡白川町、及び大野郡白川村

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により羽島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

羽島市

二 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図作成、数値修正）

三 作業期間

平成二十八年四月二十八日から  
平成二十九年三月十七日まで

四 作業地域

羽島市一円

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜県岐阜市住ノ江町二丁目、高砂町二丁目、加納清田町、加納西広江町一丁目、加納西広江町二丁目、加納大石町、加納徳川町及び加納本町一丁目の全部並びに、住ノ江町一丁目、清住町二丁目、清住町三丁目、吉野町三丁目、吉野町四丁目、高砂町

三丁目、神田町九丁目、加納桜道二丁目、加納上本町二丁目、加納大手町、加納中広江町、加納天神町二丁目、加納天神町二丁目、加納南広江町、加納北広江町及び加納清水町五丁目の一部（駅東調査区）

三 調査を行った期間

平成二十四年度から平成二十五年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県岐阜市（住ノ江町二丁目、高砂町二丁目、加納清田町、加納西広江町二丁目、加納西広江町二丁目、加納大石町、加納徳川町及び加納本町二丁目の全部並びに、住ノ江町二丁目、清住町二丁目、清住町三丁目、吉野町三丁目、吉野町四丁目、高砂町三丁目、神田町九丁目、加納桜道二丁目、加納上本町二丁目、加納大手町、加納中広江町、加納天神町二丁目、加納天神町二丁目、加納南広江町、加納北広江町及び加納清水町五丁目の一部）の地籍図

岐阜県岐阜市（住ノ江町二丁目、高砂町二丁目、加納清田町、加納西広江町二丁目、加納西広江町二丁目、加納大石町、加納徳川町及び加納本町二丁目の全部並びに、住ノ江町二丁目、清住町二丁目、清住町三丁目、吉野町三丁目、吉野町四丁目、高砂町三丁目、神田町九丁目、加納桜道二丁目、加納上本町二丁目、加納大手町、加納中広江町、加納天神町二丁目、加納天神町二丁目、加納南広江町、加納北広江町及び加納清水町五丁目の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十八年五月三十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

岐阜県飛騨市宮川町大無雁の一部（大無雁・落合（一））

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十六年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市（宮川町大無雁の一部）の地籍図  
岐阜県飛騨市（宮川町大無雁の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十八年五月三十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年五月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

岐阜県飛騨市神岡町西の一部（西（一））

三 調査を行った期間

平成二十四年度から平成二十六年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市（神岡町西の一部）の地籍図  
岐阜県飛騨市（神岡町西の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十八年五月三十一日

平成二十八年五月三十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社